

令和4年6月8日

令和4年6月8日

標 茶 町 議 会  
議案第44号・議案第45号  
審 査 特 別 委 員 会 記 録

於 標茶町役場議場

## 議案第44号・議案第45号審査特別委員会記録目次

### 第 1 号（6月8日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第44号 令和4年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第45号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	4
閉会の宣告	26

議案第44号・議案第45号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和4年6月8日（水曜日） 午後 1時25分開会

付議事件

議案第44号 令和4年度標茶町一般会計補正予算

議案第45号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長	渡邊定之君	副委員長	鈴木裕美君
委員	類瀬光信君	委員	長尾式宮君
〃	松下哲也君	〃	熊谷善行君
〃	深見迪君	〃	本多耕平君
〃	黒沼俊幸君	〃	鴻池智子君
〃	後藤勲君		

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 菊地誠道君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤□彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	長野大介君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	山崎浩樹君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原稔君

観光商工課長	三 船 英 之 君
水道課長	油 谷 岳 人 君
育成牧場長	若 松 務 君
病院事務長	伊 藤 順 司 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教委管理課長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼 中央公民館長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから議案第44号・議案第45号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時25分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長には渡邊委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から、委員長に渡邊委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には渡邊委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

(委員長 渡邊定之君委員長席に着く)

○委員長（渡邊定之君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（渡邊定之君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお取り計らい願います。

○委員長（渡邊定之君） ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（渡邊定之君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 副委員長には鈴木委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（渡邊定之君） ただいま後藤委員から、副委員長に鈴木委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（渡邊定之君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には鈴木委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時30分

○委員長（渡邊定之君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第44号ないし議案第45号

○委員長（渡邊定之君） 本委員会に付託を受けました議案第44号、議案第45号を一括議題

といたします。

議題2案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第44号、議案第45号の歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第44号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第44号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 10ページ、会計管理費の14節の工事請負ですが、出納室の改修ですか。というのは、北洋さんが撤退をするというふうな情報も入っておりましたが、どのような改修になるのですか。

○委員長（渡邊定之君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、今月末をもって北洋銀行の派出所があつた場所から撤退するということがございます。経緯はありますが、全道一律での撤退、自治体に入っている部分から撤退したいというお話がありまして、何とか交渉の中では残っていただきたいという旨の交渉はしたのですが、全道一律のということで、撤退やむを得ないという判断をしまして、ただ、行政窓口が停滞しないよう、支払いに来た方のサービスが低下しないよう、今、準備を進めているところでございまして、ご指摘の14節工事請負費につきましては、現在、振り込み、それから口座引き落としにつきましては、伝送という、昨今、誤振り込みの話題があつたと思うのですが、そのときにフロッピーディスクでどうのこうのという話題があつたのですが、うちの町はフロッピーディスクはやめておりまして、いわゆるパソコン上でデータで変換できないようなデータ送信をして振り込み、それから引き落としの口座はしているのですが、その確認作業で、ファクスでデータが行っているかどうかの確認を北洋銀行とするというのを頻繁にやっているものですから、北洋銀行からの確認のために日に何度もファクスの、今は2階のファクスのところに出納職員が走ってきて確認しているものですから、派出に合わせてファクスでの確認作業が増えるということもありまして、出納室内にファクスを整備したいということで、その回線工事のために10万円を計上させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 予防費の委託料ですが、ワクチン接種による業務委託料かなというふうに思うのですが、金額的に多いなというふうを感じるものですから、この業務委託料の内訳といたしますか、教えていただきたいです。

○委員長（渡邊定之君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

委託料の内訳のお尋ねと思いますけれども、内訳につきましては、4回目接種の委託料、こちらが815万8,000円、それから現状も予約の際に行っておりますコールセンター業務の委託、こちらが656万9,000円、それからタクシーの送迎の委託料63万1,000円、4回目接種にかかわるシステム改修の委託料が35万2,000円、合わせて1,571万円となっております。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 12節の780万円、別紙を見ますと橋りょうの調査・設計委託料となっておりますけれども、この内訳についてももう少しお話を願いたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 調査設計費についてご説明いたします。

これは道路メンテナンス事業で橋りょう長寿命化に係る橋の設計ということで、当初85万円見ていたのですけれども、これは昨年、北海道におけるヒアリングの中で、重点配分がもともと長寿命化というのは結構厚く配分されていたのですけれども、昨年は交通安全の関係が結構重点配分になっているので、今回この785万円計上させていただいた、これは厚生橋という橋の調査設計なのですけれども、新規に当たるので、ちょっと予算が厳しいかもしれないよという話でしたので、当初予算の中では計上を見送っておりました。実際、4月に予算配当が全部なった中で、私ども要求しておりました道路メンテナンス事業については、ほぼ100%に近い配当がありましたので、ここの調査設計の部分も予算配当になりましたので、今回補正させていただいて、来年度以降補修する厚生橋の調査設計を行いたいと思っております。

○委員長（渡邊定之君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） わかりましたけれども、私はこれが高い安いということはよくわか



らないのですが、見ますと長寿命化計画の中ですから、当然私は年度当初の予算の中に来るべきかなと思っていたわけですが、今回補正でもってこのような結果が出たわけですから、この厚生橋というのは長寿命化計画に載っていたのか載っていなかったのか、さらに調査・設計委託料で何でこのような780万円というのがかかるのかよく私わかりませんので、どのような調査設計になるのか、もうちょっと詳しくお聞かせ願いたいのですが。

○委員長（渡邊定之君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） まず、1点目の厚生橋につきましては、長寿命化計画の補修計画に載っております。順次計画どおり進めているのですけれども、調査設計をもともと本年度予定していたものがちょっと当初入れられなかったもので、今回補正させていただいたというものなのですけれども、これはやっぱり補助金、裏の部分が確定していないとなかなか、調査設計費は高いものですから、当初ちょっと計上を見送らせていただいていたというところなのですけれども、設計内容については、この橋については5年に1度、近接目視による点検をしております、その中でこの橋についてはメインとしては支承、橋の上部の構造体と下部の構造体の間に設置する部品なのですけれども、その支承が地震等の影響によって曲がっていたり、あとは腐食によってもう破損しているというところが確認されているものの補修設計と、あとは損傷箇所の確認調査ということで、地覆、防護柵の補修の設計、あとは下部工、下部の基礎の部分、コンクリートの部分の補修設計等を行うということになっております。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 図書館費の業務委託料664万8,000円の委託の内容を教えてください。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

委託料につきましては、図書館システムの更新に係る委託料となっております。

そのほか、蔵書点検の委託料及びアクセスポイントの設置ということの3つの項目となっております。

以上です。

○委員長（渡邊定之君） ほかに。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 今と同じ質問なのですが、これシステム更新ということなのだけでも、どういうふうにより便利になるのか、どういう使い方がされるのか、一般の町民の方々も

含めて教えてください。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

本町の現在の図書館のシステムにつきましては、釧路の高校の先生がもともとおつくりになったデータベースソフトを使用しています。このソフトにつきましては、セキュリティー上、インターネットの接続ができない状況であります。昨今のコロナ禍の状況にあり、今回システムを更新し、インターネット上で図書の検索ができるということで、図書館に本をお借りに来た際に探す時間が非常に短くなったり、あと蔵書の管理等につきまして非常に便利になるということで、今回システムを更新させていただくということで予算の要求をしているところでございます。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、第2条地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、以上で議案第44号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第45号、介護保険事業特別会計補正予算、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、以上で議案第45号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

以上で議題2案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○委員長（渡邊定之君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題2案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君）（発言席） 教育関係について質問いたします。

今年の4月の末に「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」という通知が来ていると思うのですが、大ざっぱでいいですから、どんなような内容ですか。

○委員長（渡邊定之君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） ご説明申し上げます。

道教委からは、今年の5月16日付で市町村教育委員会に通知が出されております。大ざっぱな内容は、適切に特別支援学級等を運用することという趣旨のものでございます。前年度の抽出の調査によって適切ではないと思われる自治体があったことから、適切に運用するよう通知されたものでございます。

以上です。

○委員長（渡邊定之君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） その自治体に本町は含まれているのですか。

○委員長（渡邊定之君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、抽出でございましたので、本町はそれに該当しておりません。

○委員長（渡邊定之君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この通知の前段に、「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求する」、いわゆるインクルーシブな教育ですよね。「相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的」と「教科等のねらいの達成を目的」というふうに、ここまではすごく立派な通知なのですよ。

だけれども、その次に「しかしながら」と。今、室長が言われたようなのがあって、「しかしながら」という文章で不適切な、特別支援学級の適切な運用が行われていない例があるというふうに言って、その中でそれを改善するために幾つかあって、「特別支援学級では自立活動に加えて、算数や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している」ということで、要するに、特別学級での時間を少なくして、僕らの言葉で言えば、いわゆる親学級といいますか、そこに特別学級の子供を行かせる時間がとても多いのではないかと。それは不適切だというような言い方をしているのですけれども、本町の場合、実態としてはどうなのですか。

○委員長（渡邊定之君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） ご説明をいたします。

実態は、それぞれ全ての学校に特別支援学級がありまして、それぞれの障がい児の学級で本当に個別な対応をしていますので、一くりに言うのはなかなか難しいところではあるのですけれども、各学校、子供の発達の状態、保護者のニーズ、そのあたりを丁寧に相談をしながら適切に授業が行われているというふうに認識をしています。

以上です。

○委員長（渡邊定之君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 文科省の「しかしながら」のところには該当しないというようなことだったと思うのですが、しかし、今の話では実態がどういうときに該当するのかわからないのかという基準を文科省がつくること自体が私は間違っているのではないかなというふうに思うのです。だって、今、室長が答えたように、さまざまな子供の障がいがあるわけですから、それからさまざまな親のニーズがあるわけですから、学校の体制もさまざまですから、そうすると学校が、その子供や親のニーズや、それから職員の体制を考えながらカリキュラムを編成するというのが、つまり学校にその権限が与えられているのだというふうに私は思うのです。教育委員会としてはどうなのですか。

○委員長（渡邊定之君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、教育課程の編成については学校長が行うものでございます。そこに設置として教育委員会が指導・助言をしていくという立場でございます。

先ほど、私も同じ通知を今見っていますが、文科のほうとしては、適切な時数の目安を週の半分以上というふうに踏み込んで書いてきたのですね。その部分については、これまで出されていない考え方でございまして、私どもも正直多少戸惑っているところがございます。よく読み込んでいきますと、この半分以上というのは目安でありまして、さらに「原則として」という言葉もあります。さらに「当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではない」というただし書きもあります。

本町の状況、先ほど申し上げたのを補足しますと、この半分以上ということに照らすと、全てがそうなっているとは言えない部分もあります。ただ、繰り返しになりますが、全ての学校がそのお子さんの本当に状況と保護者の願い、ニーズ、これから成長を願う、そういう計画に基づいて時数を編成しているので、そういう意味では適切にやっただけというふうに考えています。

以上です。

○委員長（渡邊定之君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 文科省のほうでフィフティー・フィフティーというか、半分以上親学級に通級させるということは、通級というか、一緒に学ばせるということは、よくないというような言い方を、非常に機械的な言い方をしているのですね。場合によっては、その子の障がいの程度によっては、半分以上の時間を親学級で一緒に学習したり過ごしたりすることが、その子の発達にとって必要な場合もあるではないですか。そういうことに対して、国がそれぞれの学校や親のニーズや子供の実態があるにもかかわらず、機械的にそういうことを当てはめるというやり方というのは、ちょっと問題でないかなというふうに私は思うのです。

今の室長の最後のお話を聞いた限りでは、適切に行われていると。その内容の中には、場合によっては半分以上親学級に行って、いい教育を受けられるという、その子の発達をやっ

ぱり促しているという場合もあるというふうに捉えていいですかね。

○委員長（渡邊定之君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） ご説明申し上げます。

本通知が今年の5月に出てきましたので、本来、教育課程は前年度のうちに次年度のものをほぼ計画をして4月に突入するわけですので、令和4年度がスタートしてからのこの通知に、繰り返しますが、私どもも学校もちょっと戸惑っているところです。

文科省がこの半分以上という部分をこれからどの程度きちっとやりなさいということで出てくるかはちょっと見通せないところではありますが、文科の言いたいことは、この時数のことだけではなくて、あくまでも抽出の調査で余りにも機械的、画一的にただ単に特別な理由もなく、いわゆる親学級に行かせている現状があるのではないかという趣旨の通知だと思っていますので、その点については本町といたしましても学校が機械的、画一的になっていないかどうか、そこは時数以外にも見極めて、気になるところがあったら適切にお話をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（渡邊定之君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） これでやめますけれども、私この通知を見て本当にびっくりしたのですね。文科省も道教委も障がいを持っている子供についての対応は、一つは親のニーズ、それからもう一つは、だから特別支援学級に入れるか入れないかというのは、親に教育委員会が聞きに行くわけでしょう。一つは親のニーズ、それからもう一つはその子の周りにいる人たちの判断と言っているのですよ。その子の周りにいる人たちの判断というのは、先生方ですよ。ですよ。ここに委ねられているのに、たまたまおかしなところがあって、それを全体的に通知をよこすというのは、私は本当に問題だなというふうに思いますね。ぜひ、文科省のこういう通知は、「原則として」と書いてあるけれども、インクルーシブが全て全面的にそうしなければならないという考えは私も持っていませんけれども、あくまでもこういうことに左右されないで、やっぱり本町独自の、あるいは学校や親のニーズや子供の実態に合わせた特別支援学級の運営をしていただきたいというふうに思うのですが、その覚悟をちょっと聞かせていただきたいと。それで質問を終わりますので。

○委員長（渡邊定之君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

特別支援教育の関係では、これまで本町では非常に一人一人に合った、ニーズに合った対応をしているところであります。そういった意味では、先ほど来指導室長のほうから申し上げているとおおり、一人一人の部分に携わった中で進めているところであります。今回の文科省の通知の中で初めて50%というか、半分という数値が出されましたので、いろいろこの通知を読み込んでみますと、不適切というか、適正でない、もうちょっと自治体の中で、教育委員会の中でももう少し適切にしたほうがいいということの表れだろうなというふうに思います。

それで、実際に一人一人の特別支援にかかわる、支援学級に入るか通級になるかという判

定のいろんなことが多分出てこようかというふうに、私ども、この通知によってちょっと考えたところであります。安易にずっと親学級にいるということは通級でいいのではないかと、多分文科省のそういう判断もあるのだろうなというふうに思っています。そういった意味で、一定程度の数値が出されたというふうに理解していますけれども、これからどのような内容で国がより細かく指導なり、そういった指導が出てくるかわかりませんが、一定程度私どもの基本的な考えは一人一人に合った教育が、インクルーシブではないですけれども、そういったことを基本的に考えた中でやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 何点かについてお尋ねします。

まず、第1点目ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途についてであります。

かつてない危機に直面する酪農への支援策として、町は、落ち込んでいる牛乳の消費を伸ばすべく、牛乳券をたびたび発行してきております。結果、生乳廃棄という最悪の事態は回避されております。

しかしながら、牛乳券で購入できるのは牛乳のみでありまして、町民としては、使い勝手が悪く、期限までに使用されない牛乳券が相当数あるのではないのでしょうか。成人の3人に1人が乳糖不耐症と言われ、牛乳が苦手という、こうしたことも影響しているかもしれません。町としては牛乳券使用の実態を把握されているのでしょうか。

一方、ワクチン頼みの感があるコロナ予防も、3回目の接種を終えたことで新たなフェーズを迎えようとしています。より積極的な予防対策として、自己免疫機能の補強を唱える専門家は免疫機能の7割が集中する腸内環境を整えることが有効としておりますが、町としてこの積極的な予防対策というものは何か考えているのでしょうか。

今後予定している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した牛乳券の使用品目に「特保」の乳製品を加えることで、牛乳の消費拡大とコロナ予防の両立を検討してはいかがでしょうか。未使用のままお蔵入りする牛乳券を減らすことは、町内消費を増やすことにもなると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（渡邊定之君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 私のほうからお答えいたします。

まず、1つ目のお尋ねですが、コロナの交付金を活用して牛乳券のほうをこれまで町民の方々にお届けしてきたわけなのですが、まず1つ目の質問、牛乳贈答券の使用率を把握しているかというお尋ねの部分については、実際把握できておりません。現在どのぐらい使われているかというのは把握できておりません。

それから、お尋ねの中で使用期限という言葉があったのですが、そちらについて今回は牛乳の贈答券については使用期限はないと。なので、まだひょっとしたら使われていない方もいるかもしれないのですが、使用期限がないので、これからはずっと使ってい

けるということなので、その辺については……ちょっと、使用率についてはやっぱり必要だと思うのです。どのぐらいこの効果があったというのも必要だと思うので、その辺についてはそのことが可能なかどうかについても、ちょっとこの後研究していきたいなと思います。

それと、あと特保とか、要は幅広いものに使える券にしたほうがいいのではないかとのお尋ねもございました。その部分については、今般の牛乳廃棄の危機というのは、牛乳の需要低下により消費されない生乳を、一定程度保存のきく、要はバターや脱脂粉乳への加工に向けた結果、在庫過多になったことに起因するものであります。委員もご承知のとおり、生乳を加工に向けた場合、バターや脱脂粉乳のどちらか一方を作ることはできませんので、唯一牛乳だけが生乳を100%消費できるものなのかなというふうに考えております。

担当課としましては、今後も新型コロナの状況と消費の動向を注視しつつ、必要に応じて牛乳贈答券を町民の皆様にお届けしたいなというふうに考えております。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途についてという中で、今はコロナの影響によって、生産は抑制されている。あるいは生乳廃棄につながるかもしれない、そういった状況を回避するために牛乳贈答券を町民向けに配っているということですけども、それは農業サイドの話ですよ。

一方で、町としての積極的な感染予防対策として、そういった例えば特保の乳製品というものを認めることができないかという点についてはいかがでしょうか。

○委員長（渡邊定之君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

これまで取り組んできている牛乳贈答券の部分について、農林課が中心になって取り組んできたので、まず農林課側からの視点ということで農林課長からお答えをさせていただきます。

また、今回補正予算案に盛り込んでいる部分につきましては、燃料等の高騰によって生活が厳しくなっている、そういうところに対するというようなことで5,000万円を超える交付金が充てられまして、その部分で一般町民の方々の生活に配慮して商品券を配布させてもらう。合わせ技といいますか、そういうところで牛乳の消費拡大ということも含めて今回提案をさせてもらっているというところであります。

お尋ねの特保製品、発酵食品が腸内環境の向上につながるということはよく言われているところでもありますけれども、それぞれの製品がありますので、何をどう選ぶかというのは、町民の方々、消費者の方々が選んで判断していくべきなのではないのかなというふうに思っております。

牛乳贈答券そのものは発行元がありまして、それを利用させてもらっているという状況で、原則的には牛乳しか買えないということがホームページでも書かれております。その辺、いろいろご意見あるいはお話も伺っているところなのですが、その辺は突き詰めるとなかなかスムーズな運用がされなくなるおそれがあるというふうに考えておりますので、それぞれ店

舗ごとの対応については我々としてはお任せをしているような状況であります。

特保を中心とした腸内環境向上のためになる乳製品、乳加工品をどういうふうにして取り込んでいくか、これについては免疫力を上げるという点のコロナ対策という中で、まず町民に対する健康指導あるいは情報提供という形で取り組むべきなのではないかなというふうに考えております。

また、先ほど申し上げたように、これまでは牛乳贈答券を購入して配布をしていたというところで、その辺が、繰り返しになりますけれども、原則的に言うと買えるものが制限されてきて、なかなかうまくいかないところでもあります。町独自で券をつくってというところで考えると、この先の話でありますけれども、印刷費等のかかり増し経費がかかわったりとか、あるいは店舗ごとに対応が可能かどうか、そういったことを研究しながら、特保製品が免疫力向上というところで広くちゃんと定着するかどうかとあわせて、経費の面で導入することが可能かどうか、その辺を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） いずれにしましても、3回目のワクチン接種を終えて、私は60歳を超えましたので4回目の対象にもなるわけですが、ワクチン接種という液性免疫だけでは、なかなかそういった感染症を長きにわたって防いでいくというのは非常に難しく、やはり人間の細胞それぞれが持っている細胞性免疫というものを上げていかないと、コロナ禍においてマスクをしているせいとか手洗いを徹底するせいで、ほかの感染症に対して人が弱くなっているということなども言われておりますので、ぜひ今、副町長がおっしゃられたように、こういった形でこういった免疫力を上げることに効果にあるのではないかとされるものを取り込んでいけるか、今後の町の対応に期待するところでもあります。

2点目の質問です。権兵衛村についてであります。

約40年にわたって、高齢者を中心に権兵衛村での野菜づくりを楽しむ市街地の町民がおります。また、標茶高校でも敷地を開放して、農園での野菜づくりを推奨されてきました。

しかし、標茶高校の農園は、今年度より使用を中止しております。理由については、新型コロナウイルス感染症予防対策上というふうに聞いております。町が運営している権兵衛村につきましても、今年度限りで事業を中止すると聞きました。これらの事実関係について確認をいたします。

また、権兵衛村については、事業の中止、その理由について伺います。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

委員ご質問の権兵衛村につきましては、委員おっしゃるとおり、昭和50年代後半に、最初は現在の場所ではなく、麻生の奥の営林署用地を借りて開設したのが始まりと聞いております。その後、二、三年後に現在の場所に移転して、約40年間、権兵衛村を開設していた状況です。

開設当時につきましては多くの町民の方にご利用いただきましたが、入村される方は毎年



減少しており、平成25年には20名を下回り、昨年度、令和3年度につきましては9名の入村者の状況となっております。

また、権兵衛村の土地につきましては、町有地ではなく民有地を無償でお借りしている状況であります。開設当時の所有者の方は既にお亡くなりになっており、現在は相続により土地の所有者がかわっている状況にあります。現在の土地の所有者からも権兵衛村の使用につきましては、ご理解いただいているところではありますが、お借りしている土地につきましては区画割りがされており、将来的には宅地の利用も想定されることから、借用地の使用につきましては、令和4年度をもって終了し、土地をお返しすることとしたものであります。

権兵衛村の利用者の皆さんにつきましては、昨年度、令和3年度、権兵衛村の閉村式に際し事業の終了につきましてご説明し、ご理解をいただいていたところでもあります。

以上です。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 前年度の入村者が9名ということですが、そこには標茶高校の農園を借り受けていた方の数は含まれているのでしょうか、いないのでしょうか。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

権兵衛村の事業終了後につきましては、令和3年度の閉村式でも入村者の皆さんにご案内したのですが、委員ご指摘の権兵衛村と同趣旨の事業、標茶高校で行っており、昨年利用状況を確認していた時点では、標茶高校の借用する農地につきまして空きがあり、本事業を中止しても十分利用が可能という形で判断しておりました。

しかしながら、本年3月に標茶高校より連絡があり、今年度の標茶高校の学校開放を中止にするという連絡をいただいたところでもあります。実際に昨年度は標茶高校さんとダブっている方はいらっしゃらず、昨年9名だった利用者は今年度18名と増えている状況であり、実際に今年度の開村式でも事業の継続を希望される声もあったのも事実であります。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 標茶高校分と合わせるとやはり二十四、五名の方がそういった野外活動をされていたというふうに考えられるわけですが、権兵衛村そのものも単に高齢者の生きがいというふうに捉えるのではなくて、外でそういった農作業をするということ、それからそもそも外出するというだけで例えば女性の骨粗鬆症の予防になること、それから医食同源という観点から疾病予防に寄与しているという、そういった点も評価すべき事業ではないかなと私はふだんから思っておりました。特に成人病、中でも糖尿病患者あるいはその予備軍と言われる町民が増加している状況を考えると、そういった医食同源ということを意識せざるを得ないのではないかなと思います。町長の公約である町立病院での人工透析が実現していない現状を考えると、糖尿病患者の約3%が人工透析を受けることになるという、そういう現実もあるわけで、そういったことを総合的に考えると、このような権兵衛村のような取り組みというのは、事業というのはぜひ継続されるべきものではないかなと私は思うわけです。

そこですが、今の事業地は町有地ではないということで、それから便利のいい市街地でそういった町有地を探すということもなかなか私は困難であろうと思うのですが、標茶高校の今年度の農園を開設しないという理由が新型コロナの防疫上のことだということでありますから、例えば標茶高校の畑以外の敷地に利用者が入らないような仕組みというものを高校と相談して考えることというのは可能ではないかなと実は思うのです。標茶高校の校舎寄りの敷地に町民が行く場合というのは、それは水くみの場合なのですね。だから、そのこと、それから出入りなのですけれども、そういったことが高校としていかなものかというふうになっていると思われま。そうすれば、高校の農園の位置を考えますと、トレセン側のほうに町民の駐車場なり、それから水を供給する仕組みなりを考えた場合に、高校の敷地をお借りして事業を継続することができるのではないかと思うわけですが、そういったことについて高校と協議するという、そういったことはどうでしょう。考えることはできないでしょうか。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、畑づくり等でいわゆる外出する機会が増えるというのは高齢者の方にとっては介護予防等にもなりますし、非常にいいことだなというふうに私も理解はしているところであります。

実際に、委員が今お話しになった高校の貸し付けできない理由につきましては、実は私が聞いていた中身とはちょっと内容が違うのですが、仮に高校の利用が可能かどうか、また、事業を存続するためにそういった問い合わせ等というか、事業の継続について実際にできるかどうかの検討は今後ちょっと考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 高齢化もどんどん本町の場合進んでいきますし、それから医療費というものも伸び続けていきます。物すごくかっちりとしたことではないですけれども、そういった食べるものに注意をするというか、関心を持つということと、それから野外活動を通じて心身の健康を増進していくというようなこと、お金も余りかからない、できそうのできることでありますから、ぜひそういったことを進めていただければと思います。

最後の質問です。

町政に関する町民の意見等の取り扱いについて、3月定例会において、まちづくり町民ポストを運用する中で投稿者に対して適切に対応しているかということをお伺いしました。

また、もう一点、職員の誤任用を指摘され、公開質問状により問題提起をされている件についてもお伺いをしました。その後、それぞれについて町としてどのように対応してきたか、また、その対応によって町民に納得していただくことができたのか、あるいは町として何かを改めるということになったのかお伺いします。

○委員長（渡邊定之君） 答弁をお願いします。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まちづくりポストの関係につきましては、主に私が担任をして回答をしなければいけないというところでありまして、それについてはまだ作業が進んでおりません。町民の方には申しわけなく思うところでありまして、業務の兼ね合いからなかなか今そこに手をつけることができなく、滞っている状況であります。

それから、誤任用という言葉が使われましたけれども、くだんの任用に関しましては、引き続き公開質問状、そして回答書というところで、いまだやりとりをしている状況でございます。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 2つの件ともに文書によるやりとり以外に、対面での説明あるいは意見交換というものを行っているのでしょうか。

○委員長（渡邊定之君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まちづくりポストに関しては、直接対面ということでは記憶がございません。

それから、任用の関係につきましては、当事者が庁舎を訪れてお話をしたということは一、二度たしかあったと思いますけれども、基本的には公開質問状を置いていかれる、そしてこちらのほうがそれに答えるという、そういうやりとりで回を重ねているというふうに思っています。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） なかなか双方の主張というものが必ずしもどこかで寄り添うというか、交わるということ、必ずあるとは言えないのですけれども、ただ、1つ言えることは文書のやりとりとか、それからメールのやりとりということに関して、私たちの日常生活において自分の思いの全て、相手の思いの全てを知ったり、伝え切れるかということ、私は必ずしもそうではないなというふうに思っています。それぞれの持っているニュアンスとか、心の奥底にある心情とか、そういったものというのは、そういう字面であったりとか、液晶の上では私は伝え切れないと、そのように思うわけです。そういう意味で、町民に対して町の誠意を直接言葉で伝えるという、そういった努力を今後してみてもどうかと思うのですが、そういった考えについてどう思われますか。

○委員長（渡邊定之君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

一般論として、話せばよくわかるということはあるというふうに私も同様に思っております。今回の件に関して、ご本人がそういう思いでいらっしゃるのかどうか、ちょっと酌み取ることはできないのですけれども、今後の対応方法について貴重なアドバイスをいただいたということで承りたいというふうに思います。

（「質問を終わります」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） では、私は2点質問をいたします。

1点目は、防災の関係であります。

標茶町は内陸部に位置していますから、海岸沿いの町村とはちょっと心配する面が違うというふうに、私はいろんなところに出席して感じております。具体的なことを今質問いたします。

標茶は酪農が一番の大産業で、過去にも災害で直撃を受けて水道管が断裂して、しばらくの間、水が行かない地域がございました。具体的には阿歴内地区であります。そこに、今、水質が悪くて使えない防災井戸がそのままになっているわけです。何度か地域の方から町側に、いい水が出る場所を調べ上げて防災井戸を設置してほしいというお話が届いていると思いますが、私もその件は少し知っておりますが、その件は今どのようになっているか、具体的に計画ができていくかどうかについてお伺いします。

○委員長（渡邊定之君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

以前から委員からもご指摘いただいた経過は記憶しております。

実は、西和の防災井戸はご指摘のとおり、水質の関係で休止した経過がございまして、その後、私どもも、簡単に言うと、いい場所を探しておりました。ただ、私どもでは知見がありませんので、地質に詳しいそういう専門家の方にお聞きをしながら、出る可能性のある場所について何点か、簡単に言いますと町有地の中で出る場所がないだろうかということで、旧阿歴内小学校、保育所の跡地、それから公民館の辺り、それから旧阿歴内小中学校の敷地、全て町有地ですけれども、そこでの可能性をまず打診しました。詳しいことはちょっとごめんなさい、断層の名前まで覚えていないのですけれども、そこは可能性として、あまりよくないという評価をいただきまして、そのほかに阿歴内地域で町有地で可能性がないだろうかということで、阿歴内旧第二小学校の跡地、東阿歴内、国道272号線付近ですけれども、あそこに今、農村公園がありますが、あそこが町有地でございます。その場所が、付近も民間の方でボーリングを何か所かやられている方というのもわかっておまして、そこでの可能性について、今、業者さんに可能性についてこれから調査をする運びとなっております。今年の当初予算で、可能性の電波調査、電気を地下に通して、その伝導率、電気の通る速度を計算しながら、水が通りやすいのかどうかということだと思っておりますけれども、その調査をこれから発注して、今年度でその可能性を探るという委託の予算をつけていただきましたので、今年実施するという運びとなっております。

そこで可能性があれば掘りたいのですけれども、ただ、現時点、その調査では水量、水質はわかりません。ですので、水があるということは可能性としてわかりますが、水量、水質はあくまでもわからない。ただ、その中で可能性としては、今、付近の調査もしています。というのは、実際に掘っていらっしゃる方の、今、水をもらって、あと深さとか、できれば掘ったときの水質の調査書というのがあると思うのです。マンガンとかそういう鉱物系の物質がどのくらい入っているのかとか、アルカリ性ですとか、そういった水質調査書があればお借りしたいということで、公民館長にもご協力いただきながら、今その調査で、今月中に

その水を拝借して、専門業者のほうで水の分析をして、ちょっとアルカリ性が高いという評価もいただいている部分もありますので、そういった部分が掘ったときに飲料水に適するのかどうかも含めて、今年中に調査をして、掘る場所を確定していきたいなというところが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 地域の方が希望しているのは、牛の頭数が何倍かに、過去の災害が起きたのはもう15年ではきかないと思うけれども、それぐらい前のときは、川にみんなでバキュームカー、トラクターでくみに行って、大変な苦勞をして、そのために今、地震が起きて水道管が壊れたときのことを心配して、そうなったら牛がやられてしまうと。わかりますよね。電気が止まるのは、今、発電機でやっていますけれども、やっぱり命の水は、相当な頭数ですから。何百頭と、メガファームは1,000頭ぐらいいる、その水をためておくことはできませんから、確保するには防災井戸はひとつ大規模なものを考えていただきたいというのが私の考えです。今の努力の話は十分伺えましたので、よろしくそれは進めていただきたいと思います。

次、2点目であります。

同じく阿歴内の地区のことですが、昨年あたりから馬のトレッキング場を開設するという人が現れて、観光を盛り上げるような計画が立ち上がってございます。

それで、春になって農業生産法人が立ち上がると思うのですが、そこで働く人が本州のほうからその阿歴内地区に居住したいと。手っ取り早く言えば、町の施設、昔学校の教員住宅だったところを使ってみたいということで、近隣の人と協力してお話し合いをしたところ十分な施設だということで、入りたいというお話が進んでいます。私もその話を聞きまして、一度町のほうに、役場のほうに電話しましたところ、今その施設を整理して片づけて入れるようにするというようなお話でしたが、それは今どういうふうになって、もう入れるようになったかどうかについてお伺いしたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えしたいと思います。

阿歴内小中学校、旧阿歴内小中学校の貸し付けに係る案件でございますが、最初は平成29年3月1日に契約を結びまして、旧阿歴内小中学校の中にある住宅2棟、物置1棟、それからその附属地につきまして、10年間、平成29年4月1日から39年3月31日まで貸すという契約をしておりました。この間、野菜をつくってきたのですが、令和3年の9月から「委員長において記録を調査し削除」がございました。状況を確認したところ……

（何事か言う声あり）

○管理課長（山崎浩樹君） 言わない。だめ。ごめんなさい。

（何事か言う声あり）

○管理課長（山崎浩樹君） そうか。どうしたらいいかな。すみません。

現状といたしましては、その契約に関しましては、令和4年3月1日をもちまして、町のほうから契約解除を通知いたしております。その後、相手方のほうから何も連絡が来ない状

態でして、それで雪解けを待ちまして、最初は令和4年4月13日なのですけれども、そこから電話をいたしました。本人に連絡をいたしまして、数回、このときはつながった回数で言うと3回電話をいたしまして、そして面談をいたしました。その中で雪が解けたら片づけを行うというお話をいただいております。それで、その後に……、言ったらだめ。大丈夫ですか。ちょっと待ってください。

(何事か言う声あり)

○管理課長(山崎浩樹君) すみません。現状といたしましては、昨日確認をいたしました。撤去が完了したということで連絡をいただいております。来週もし本人と都合がつけばなのですけれども、退去検査を行う予定でございます。

その後でございますけれども、状況を確認した上で、修繕が必要かどうかもありますし、現在の財産といたしましては、普通財産として貸し付けしております。その後、どういう形でその施設を利用するかというのは、地域の方ともお話し合いをしたり、実際に使える施設かというのも、まだ確認がとれておりませんので、それを受けた上で再度ご希望があった方とか、地域とお話をさせていただきたいと思っています。

○委員長(渡邊定之君) 副町長・牛崎君。

○副町長(牛崎康人君) 若干補足をさせていただきたいと思います。

旧教員住宅ということで、一般住宅という形で貸し付けを行うということになってくると思います。その際に、これまで一般住宅を貸すときに適用していた条件についてはクリアしなければいけないというふうに思っております。

ただ、委員おっしゃるように、阿歴内地域で新たな形態のものを起こすと。外からも人が入ってくる可能性があるという部分では、地域振興の観点から協力できるものについては積極的にやらなければいけない、そういった基本スタンスで、今、向き合っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○委員長(渡邊定之君) ただいま説明員のほうから不穏当と思われる発言がありましたので、委員長において、後刻、記録を調査して、措置することといたします。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(渡邊定之君) ご異議ないものと認めます。

黒沼委員。

○委員(黒沼俊幸君) 詳しく説明を聞いて半分も覚えていませんけれども、最後のほうで使える状態に回復しているということで、まずよかったなと思っています。私もこの話は大分以前から、本州のお金のある人の事業家が半分おもしろがってやるのかなぐらいに感じていましたが、その方は馬に非常に明るい方で、ここに住もうとしている人は獣医だそうでありまして、真剣にこれから地域の方と協力してトレッキング場を開設するというので、私は一度しかオーナーの方とお会いしていませんが、なかなか熱心な考えの人だなと思っていますので、今、管理課長やら副町長が知っていることを全部私に教えてくれましたけれども、ひとつそちらでもいろいろ対応されて前向きに行けばいいなということで、私の質問はこれ

で終わります。

どうもありがとうございました。

○委員長（渡邊定之君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、黒沼委員からお尋ねのあった中で、私の答弁の中でちょっと間違いがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

旧教員住宅、一般住宅としての貸し付けということを考えているというようなお話をさせてもらいましたけれども、これまでも普通財産として貸し付けを行っていた、これについてはこの先も踏襲するというのが、今、基本的に考えていることでありますので、訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 同僚議員が、今、権兵衛村のお話をされました。40年間にわたって権兵衛村を開設されてきておりまして、長年そこを利用されている方は健康増進あるいは家庭菜園の楽しみということで、毎年作物をつくっては楽しまれているというのが実態です。

今回は高校が使用できなくなったということで、高校で使用されていた方々も権兵衛村を希望されて、言ってみれば、いっぱいになってしまったと。昨年までは利用者が少なかったから2区画借りられたのが、今回は1区画しか借りられなかったということも伺ってありました。せっかく町民の楽しみを、40年も続いた権兵衛村ですし、この名前もいいですね。自分も営林署のところでも知っておりましたし、あのころ私も使わせていただきましたが、ぜひ町民の楽しみを健康増進も含めて奪わないでほしいです。

ですから、ちょっと確認ですが、今現在、民有地を使われていますが、民有地の方から来年度から使用しないでくれというお断りがあったのですか。そのように先ほど答えていないような気がいたしましたので、その辺まず確認したいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

先ほど当時から現在の土地所有者がかわっているというお話、答弁させていただきましたが、現在の土地所有者の方からも権兵衛村につきましてはご理解をいただいております、ご本人から使用をやめてほしいというお話は伺っておりません。ただ、こちらとして、先ほど言ったとおり、きちんと区画割りがされている土地で市街地の中ということで、将来的な利用状況も考えてお返しするところですよ。

それと、先ほど言ったとおり、利用者が非常に減少してきたという状況もあったものですから4年度で終了、終了した後は標茶高校さんの農場の開放で十分賄えるということで3年度に協議検討いたしましたして、4年度で終了という形でしていた状況であります。

○委員長（渡邊定之君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 高校側からは、今年度から貸せないというふうに言われたのではありませんか。それで、高校を利用されていた方は権兵衛村のほうでということで、土地

がいっぱいになったというふうに私は聞いておりましたけれども。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） 令和4年度の権兵衛村の事業の終了につきましては、昨年の権兵衛村閉村式で決定いたしております。そのときには、希望者につきましては十分高校のほうで農場の開放を利用できるということで、4年度の中止という話が今年の3月に高校のほうから連絡がありまして、判明した次第であります。

○委員長（渡邊定之君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 高校は今年度からののは、今年の3月というのも聞かされていましたが、昨年の利用者さんの閉村式のときには、非常に声なき声で残念がっているのです。長年やって使用させていただいていた、言ってみれば、健康増進もプラスになってきたということで、だとするならば、やっぱり町民の楽しみの場を健康増進も含めて奪わないでいただきたい、そのように私は思うのですよ。

仮に、今使われている所有者さんがだめだよと言ったら、別な土地を探すという手だてを私はとるべきだというふうに思うのです。ですから、今年度は高校利用者さんの方々も権兵衛村を使う。しかし、来年になると権兵衛村もなくなって高校も使えないとなると、言ってみればその方の楽しみを奪うという形になるのではないかというふうに思うのです。ですから、両方ともだめだとするならば、これから十分来年度には間に合いますので、空き土地をやっぱりどうなのだろうということぜひ模索していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

先ほど類瀬委員からのご質問でもお答えしたとおり、現在、権兵衛村につきましては、令和4年度をもって終了するというので、土地所有者の方につきましても土地をお返しするという話をしている、5年度以降はその土地の使用というのは難しい状況にあります。標茶市街地の中で、そういったまとまった土地を確保するというのは非常に難しい状況にありますので、標茶市街地からちょっと外れた、できるだけ近場でそういった土地をちょっと模索したいなというふうに考えていた状況であります。

ただ、先ほど類瀬委員さんからのご提案もありましたので、高校のほうも確認いたしまして、委員おっしゃるとおり、高齢者の方の生きがいづくりということで事業継続に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（渡邊定之君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ事業の継続を求めたいというふうに思います。

続きまして、昨日、同僚議員が生理用品についての質問いたしました。伺っております、自分に対して正直言って情けなさを感じました。というのは、私は一応女性ですので、なぜもっと早くに、生理の貧困が叫ばれる前から感じてはいたのですが、この問題に関しては、なかなか自分自身が発言しづらい、質問しづらいなという気持ちがどこかにあったのです。ですから、ずっと質問をしないできたのですが、昨日、男性議員から質問されまして、本当



にありがたくというふうに思いました。

まずは、教育長の答弁ですね。中学校の各学校の保健室に備蓄している。必要があればそこで対応ができるというふうにおっしゃいました。管内の小学校の状況を聞きましたら、同じでした。保健室に対応しているので、そこで対応ができるのではないかとこのふうにおっしゃっていましたが、私は女性の体というものは、大人もそうですが、子供と違いますか、女兒の発達というのは非常に最近早いのですよ。デリケートな部分があって、最近では4年生から初潮を見るというふうにかされておられます。自分の経験ですが、自分の小学校時代に本当に同級生が下着を汚していたというのも何度も私は見させていただいておまして、自分に持ち合わせがないですから差し上げることもできなかったというのが、ずっと昨日の質問を聞きながら反省をしてきておられます。

そして、先ほど申したようにデリケートな体、ましてや、例えば小学校4年生であれば、言えますか。恥ずかしいという心が、気持ちが先立つのですよ。そういう意味からすると、女子のトイレの部屋に少しでも生理用品が置いてあれば、即対応ができます。

それと、教育長は置いておくことによって不衛生ではないかと、管理に問題もあるのではないかとこのようにお話をされましたが、今は生理用品は一つ一つビニールの袋に包まれておられます。物によって包まれている。そうすると、衛生面では私は心配ないというふうに感じました。

貧困とは別にして、緊急時、私は常時それを保護者が持たせないでそこを使えとか、そういうことではないのですよ。緊急時、学校の中で万が一、体の状態の変化によって生理が来た場合に、即対応できるように置くべきだというふうに思うのですよ。本当に皆さん、恥ずかしいですが、男性社会だったのだなどと、昨日教育長のお話を聞かされて、答弁を聞いていて正直思いました。今朝も同僚議員と話ししましたが、女性である議員が訴えるべきだというふうにはアドバイスもいただきました。私、自分の子供時代の育ってきた中でも含めて……

(何事か言う声あり)

○委員(鈴木裕美君) とにかく金額にしても予算についても、それほど大きな予算は使わないというふうに思いますが、即対応できませんか。

残念なことに、釧路市を初め管内の学校では置いていないと言われました。万が一生理が来たときに、保健室に走れますか、小さい女兒がですよ。だったら、トイレですぐ使えるというのが彼女たちにとって、話もしないでできるのではないのでしょうか。そういう思いから、昨日のご答弁を聞いていて残念でならないですけれども、教育長、もう一度考えを改めませんか。

○委員長(渡邊定之君) 教育長・島田君。

○教育長(島田哲男君) お答えをいたします。

昨日の答弁で、何か少し捉え方が私の意図とするところとちょっと違うふうに捉えておられたなというふうに、私はそう思っています、今のお話を受けて。決して女性のそれぞれの生理用品に関して否定的な話ではなくて、今の現状で学校の部分でどう対応するかというお話をさせていただきました。実際にどういった、学校だけに限らず全ての施設、トイレにそ

ういうことを設置するというのは、将来的にはそうなるかもしれませんが。そうあるべきだというふうには私は思いますけれども、現状の中でどう対応するかということ、私、今お話しさせていただいております。

そういった部分で今、昨日深見議員からのお話の中で、都会のほうで置いているところもあるということがありました。実際には全てずっと置いているということでもないような形であります。一時的な部分と、あるいは大きな学校ですから、きめ細かな子供たちとの対応が難しい学校もあろうかと思えます。

ただ、本町にあっては、子供たちのいろんな悩みだとか、学校において生理に対しての教育も実際には小学校から行っておりますから、そういった部分を通して日ごろからの子供たちのかかわり、あるいは様子、そういったものを通して、どういう子供たちを育てていくかというのは学校現場で今取り組んでいるところであります。

そういった意味で、保健室の養護教諭の先生ですか、そういった部分のかかわりというのは非常に大切ですので、そこを大事にしたいなというふうに今思っています。ただ単に今時点でトイレに置くということも、単純なことだけではなくて、そういった部分も含めて、今、学校のほうの現場で対応していますので、いろんな部分で将来的なというか、学校のご意見をいただきながら、学校でそういうことであれば、そういった部分では意見は全然尊重するわけですから、そういった部分で否定するわけではないのですけれども、そういったことで今現状で対応しているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 保健室とのかかわりというのは、本当に児童生徒にとっての大切さ、生理ばかりではなくて、ふだん日常での大切さというのは、私は十分わかりますが、今回の生理用品に関しては、養護教員からも児童生徒に対して指導がされていたでしょう。それから親も、特に女兒を持つ母親にとっては、4年、5年生ぐらいからそろそろという思いできっとお子様には教えをされていたというふうに、私、自分もそうでしたから、そのように思うのですね。

ただ、今回の学校の女子トイレに置くということは、私はある意味では、緊急だというふうに思っております。釧路管内は残念ながらないのですが、帯広市は、今回小中一貫校になった大空では、きちっと置かれております。女子トイレの洗面所のところに置かれております。あと、十勝管内の自治体の三、四町村にも置かれているのですよ。保健室の大切さ、かかわりというのは十分理解しますが、私は緊急という思いからすると、やはり置いていただきたいと、子供たち、女兒の心配がされないように。そして、仮に生理が学校の中で来たときにであっても、学校生活がその日よく過ごされるように設置をしていただきたいと思うのですが、もう一度、教育長、いかがですか。

○委員長（渡邊定之君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 緊急の場合の取り扱いということで、今お話をいただきました。

実際に、それぞれ標茶町の学校は、実際には小規模校とってよろしいかと思えますけれども、都会的な多数の学級数あるわけではないですから、そういった部分ではきめ細かな一

人一人のかかわりというのは非常に強いといいますか、あるというふうに認識しております。

それで、現状としてこの部分については、それぞれ各学校とのやりとりの調査の中でも相談事をきちっとされたいということで、これに対しての課題あるいは問題等について今時点では特にないということでご理解、うちのほうには情報をいただいていますので、特に現状で、すごい課題があるとかという話でしたら、それはそれで考えなくてはならない部分がありますけれども、現状でその対応でということでも私も理解していますので、今のところ置くという部分では特に考えていなかったということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 今、教育長、現状では考えていなかった。だったら考えてくださいよ。今からでも即対応できることです。そんな大きな予算が伴うものではないですよ。やっぱり健やかに育つ子供たちのために、ましてや教育長がおっしゃったよい学校生活を送れるようにということを観点にすると、その日1日学校内で女兒が楽しく過ごせるように、ぜひぜひ即対応を。

何でこだわる、固執するのですか。そこがわからないです、正直言うと。即対応できることですよ。例えば、女子トイレ個室一つ一つに置かなくても女子の洗面台の隅に、帯広市の大空小中学校のように女子の洗面所に置くだけでも違うのです。そういうことでは即対応ができることだというふうに思うのです。ぜひ教育長、お願いしたいということを再度申し上げまして質問を終わらせていただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（渡邊定之君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えいたします。

置くのが嫌だということで捉えてもらったら困るのですけれども、女性の立場の部分で意見ということでいただきましたけれども、ぜひともご理解いただきたいのは、今、子供たちの、生理のことを含めて、養護教諭の先生とかかわりの場面とかいろんな、それだけではなくて、いろんな悩みだとか、そういった部分のフォローアップを含めてつながりを大事にしていきたいというふうに思っていますので、今その部分で対応していると。

そのことで学校が一つの子供たちのつながりの場面といいますか、そういうことで押さえていますので、養護教諭の先生方の役割は昔と多分大きく変わって、子供たちのいろんな健康の問題、生活の問題含めて、担任の先生だけではできない、学校を交えて全教職員が一人一人の様子を見ながら育てていくという、その一つのかかわりの場面というふうに私も押さえていますので、ただ、世の中自体でずっとトイレトペーパーと同じようにどんな施設でもあるような状況になるというふうに、多分将来的になろうかと思えますけれども、その部分で、今時点で本町の学校の様子を見た中で、その場面でなかなかそのかかわりが少し少なくなるということも考えられますので、そういった部分では、これから校長会なり養護教諭の先生方のご意見も伺いながら、標茶町がどうあるべきかというのは今後のことになろうかと思えますので、それはご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 養護の先生に伺うと多分置いてくださいとおっしゃるというふうに、

確認しますけれども、言われるというふうに思います。

というのは、管内の状況聞いたときに、女性の先生がお電話に出てくださいまして、そうですよねと言った、ある町の女性の先生がおっしゃっていました。そのとおりで、その先生は養護の先生ではなかったのですが、気づきませんでしたねというふうにお電話で答えられておりましたけれども、ぜひ配置をお願いしたいということを強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） 討論ないものと認めます。

これより議案第44号、議案第45号、議題2案一括して採決いたします。

議題2案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、議案第45号、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○委員長（渡邊定之君） 以上で議案第44号・議案第45号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第44号・議案第45号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時10分）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長                    菊 地   誠 道

年長委員                黒 沼   俊 幸

委 員 長                渡 邊   定 之

